

別表六の二（二） 付表の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

(1) この明細書は、連結法人が法第81条の15(連結事業年度における外国税額の控除)又は措置法第68条の91第1項(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)若しくは第68条の93の3第1項(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。

(2) 「当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

イ 「その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額19」には、その連結法人が当期利益又は当期欠損の額のうちその他の国外源泉所得(令第155条の27の2第2号(連結国外所得金額))に掲げる国外源泉所得をいいます。以下同じ。)に係る利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの明細書に添付してください。

ロ 「加算」及び「減算」の各欄には、「その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の

額19」に記載された金額がその他の国外源泉所得に係る所得の金額のうち各連結法人に帰せられる金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四の二付表の記載に準じて記載します。

なお、ここでいうその他の国外源泉所得に係る所得の金額とは、その他の国外源泉所得に係る所得のみについて、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するとした場合の連結所得金額をいいます。

ハ 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第155条の28第3項(連結控除限度額の計算)に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。

ニ 「納付した個別控除対象外国法人税額20」は、別表六(二の二)の「7」の金額のうち、その他の国外源泉所得に係る部分の金額を記載します。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

この明細書は、連結親法人又は連結子法人が地方法人税法第12条第2項(外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載します。